

委員会提出議案第1号

八幡浜市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和2年12月18日提出

提出者 議会運営委員長 上田浩志

記

八幡浜市議会委員会条例の一部を改正する条例

八幡浜市議会委員会条例（平成17年条例第221号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(委員の選任) 第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、<u>議長</u>の指名による。</p> <p><u>2</u> 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。</p> <p><u>3</u> 議長は、常任委員の申出があるときは、<u> </u>当該常任委員の委員会の所属を変更することができる。</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>(委員の選任) 第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、<u>議長が会議に諮って</u>指名する。ただし、閉会中は議長<u>の</u>指名による。</p> <p><u>2</u> 議長は、常任委員の申出があるときは、<u>会議に諮って</u>当該常任委員の委員会の所属を変更することができる。</p> <p><u>3</u> (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

委員の選任方法について、所要の改正を行うため。